

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 (市町村コード)	竜王町 (253847)	
地域名 (地域内農業集落名)	西横関 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業経営収支の悪化や高額な機械設備投資への困難さが如実に表れ、現況の維持困難な農家が増えている。現状一人の担い手により集落の約4割の経営面積で農業経営がなされているが、一人での農作業であり、今後は現状維持を望んでいる。一部、離農によりJAの子会社への経営委託が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在行っている稲、麦・大豆を主要作物としてブロックローテーションを基本に効率のよい農業経営を今後も進めていく。1軒の農家で施設野菜(いちご)を行っているが、将来は規模の拡大を目指している。現状、一軒の農家が担い手として、約4割の経営面積を維持しており、今後も現状維持をして経営の効率化をめざす。また、今後の離農に対する受入担い手として、JAの子会社への農地集積を図り、農業の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、集積・集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
小規模農地(10a)が多いため、将来的には畦畔等を取り除き一筆の面積拡大をめざす。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状でも一部JA子会社に経営委託しており、今後の離農者についても、集落内の担い手が受託できない場合はJA子会社への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策(侵入防止柵や檻の設置状況確認)を行い、農村環境整備に取り組む。